



## 子どもインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します

接種を希望される人は、以下の事項を確認の上接種してください。

- 助成対象者 **南関町に住所があり、接種日当日、生後6カ月から年度末年齢が18歳以下**  
(高校3年生相当に該当する人)

- 接種期間 **令和3年10月1日～令和4年1月31日**  
(ただし、医療機関の診療日・時間内に限る。接種期間をすぎた場合は助成対象となりません。)

- 接種回数
 

(接種期間あたり)	13歳未満:2回
1人2回まで	13歳～18歳:1回 または 2回

- 助成金額 1回あたり助成限度額 **2,000円**(接種料金との差額は自己負担)

- 接種間隔 ※新型コロナワクチン接種の前後は、接種日翌日から**13日以上間隔をあけてください**

- 接種方法
 

★委託医療機関

下記の医療機関は委託契約しているため、**接種後の手続きは不要**です。

- ◎予診票を配置しています。事前に予約をお願いします。接種時には、「母子健康手帳」をお持ちください。
- ◎インフルエンザ予防接種費用から2,000円を差し引いた額を自己負担してください。

田尻医院	53-0016	こどもクリニック友枝(荒尾市)	65-8181
さかき診療所	53-1125	くどう小児科クリニック(荒尾市)	64-5511
田辺クリニック	53-8211	石崎医院(大牟田市)	0944-58-0117
		和田医院(大牟田市)	0944-55-1529

### ★上記以外の医療機関

- ◎保健センターで予診票を配布します。  
※南関町の予診票を使用されない場合は、助成の対象になりません。
- ◎インフルエンザ予防接種後に医療機関窓口で、**接種費用全額を支払った後で、申請手続きを行ってください。** (申請先:南関町保健センター ☎53-3298)

【申請時に必要なもの】 1回あたり上限2,000円までの助成金を指定された口座に振り込みます。

1. 予診票 … 接種後、医療機関からお受け取りください(① 町提出用)
2. 領収書(接種者氏名・予防接種の種類・接種日・金額・医療機関名がわかるもの)
3. 母子健康手帳
4. 印鑑
5. 振込先が分かるもの(保護者の口座) ※必ず申請書に記載してください。

- ※子どもインフルエンザ予防接種費助成金申請書・請求書 … 保健センターにあります
- ※2回接種の場合は、2回分まとめて請求をお願いします。

申請期間 **令和4年2月28日まで**

☎保健センター ☎53-3298

## 令和3年度 高齢者インフルエンザ予防接種

定期予防接種対象者のインフルエンザ予防接種費用の一部助成を行います。

- 対象者:南関町に住所がある65歳以上の人
- 実施期間:**令和3年10月1日～令和4年1月31日**  
(ただし診療日・時間内に限る。医療機関によって接種期間が異なります。)
- 接種料金:**1,000円(自己負担)**  
※接種期間を過ぎた場合の費用は、全額自己負担となります。
- 実施医療機関:町が委託している医療機関

田尻医院	53-0016	さかき診療所	53-1125
田辺クリニック	53-8211	和水町立病院	86-3105
森の里クリニック	0968-34-2800	石崎医院	0944-58-0117

★「南関町インフルエンザ予診票」は、委託医療機関および保健センターに準備しています。

※上記の委託医療機関以外での接種を希望する場合は、「**予防接種依頼書**」等が必要です。事前に保健センターまでご連絡ください。

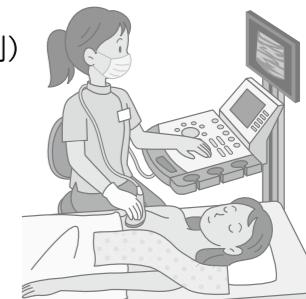
※「**南関町インフルエンザ予防接種予診票**」を使用されない場合は、助成の対象になりません。

※新型コロナワクチン接種の前後は、接種日翌日から**13日以上間隔をあけてください**

☎保健センター ☎53-3298

## 平日健診できない人のための乳がん検診

- 内容:マンモグラフィー検査による日曜日の乳がん検診
- 日時:10月17日(日) 午前8時30分～11時30分(30分毎の予約制)
- 場所:くまもと県北病院2階 健康管理センター
- 定員:40人(先着順)
- 料金:1方向 4,400円(税込)  
2方向 6,050円(税込)
- 申込み方法:くまもと県北病院健康管理センターへ電話でお申込み下さい。  
10月1日(金)午後1時から受付開始  
電話 73-6135(午後1時から午後5時まで)



※感染症対策のため、マスクの着用と朝から検温の実施をお願いします。  
お問い合わせ先:くまもと県北病院健康管理センター(TEL:73-6135)

## ～ 狂犬病予防注射の期間延長 ～

犬を飼っている人は、飼い犬に毎年1回、4月～6月までの間に狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。

しかし、令和3年度も昨年度と同様、新型コロナウイルス感染症の発生または蔓延の影響によるやむを得ない事情により、4月～6月の期間内に注射を受けることができなかった場合については、“令和3年12月末まで”に受けさせれば、当該期間内に受けさせたものとみなすことになっています。

飼い犬に注射を受けさせていない飼い主は、期間内に動物病院等での接種をお願いします。

■お問い合わせ/有明保健所  
TEL72-2184